

資料 1

令和 2 年度
第 2 回 前橋市スポーツ推進審議会

目 次

(審議事項)

スポーツ施設等の使用料等の見直しについて

- 1 前回までの審議会の内容について ······ P 2
- 2 施設使用料の統一について ······ P 3 ~ P 5
- 3 器具使用料の統一について ······ P 6
- 4 陸上競技場における年間練習使用料について ······ P 7

1. 前回までの審議会の内容について

【審議の内容】

現在のスポーツ施設の使用料は、旧大胡・宮城・粕川・富士見地区の合併からそのまま引き継いでおり、同種同規模の施設において使用料が統一されていないため、体育館、プール、多目的グランド、野球場の使用料の統一について審議を行った。

【本日の審議内容】

- (1) テニスコート、陸上競技場、サッカー場、弓道場、その他の施設における使用料の統一について
- (2) 器具使用料について
- (3) 陸上競技場における年間練習使用料について

2. 施設使用料の統一について

※資料2 比較表、資料3 施設図面を併せてご覧ください。

(1) テニスコート（資料2・1ページ、資料3 テニスコート）

「時間枠の変更について」

①新型コロナウイルス感染症対策として、利用者へ密にならないように注意喚起を行っているが、1枠の利用時間を減らし利用枠を増やすことで利用者を分散させることができるため、1枠の利用時間を現行の3時間から2時間とする。

「占有使用料について」

②Gスポーツ三俣テニスコート及び玉山運動場テニスコートについては、同種の施設（クレーコート）であり、使用料が統一されているため現状維持とし、1枠の使用料を480円/2時間(240円/時間)とする。

③前橋総合運動公園 Gスポーツテニスコートの現状の使用料については、県内のテニスコートと比べ高く設定しているため、見直しを行い、上記②Gスポーツ三俣テニスコート及び玉山運動場テニスコートの使用料 480円/2時間の2倍の960円/2時間(480円/時間)とする。

④ザ・野菜 粕川総合グランドテニスコートについてコートの状態から比較すると、平成23年に砂入り人工芝改修工事を実施しており、規模は異なるが、同様に砂入り人工芝改修工事を行っている前橋総合運動公園 Gスポーツテニスコートとほぼ同等の施設と位置付けられることから、上記③前橋総合運動公園 Gスポーツテニスコートの使用料に統一する。

⑤ロード宮城総合運動場テニスコート及び大胡総合運動公園テニスコートについては、砂入り人工芝コートとして建設した当初から現在まで改修工事を行っていないことから、今回の使用料改正では、砂入り人工芝コートとクレーコートとの違いはあるが、旧前橋地区の Gスポーツ三俣テニスコート及び玉山運動場テニスコートの1面の使用料 480円/2時間(240円/時間)に統一し、今後改修工事を行った際に前橋総合運動公園 Gスポーツテニスコートと同額の960円/2時間(480円/時間)とする。

「個人使用料※について」

※占有利用の予約がない場合に限り、当日施設において個人使用料を支払う

ことで利用できる利用形態。また、予約はできないため、先着順での利用となる。

⑥現在、前橋総合運動公園 G スポーツテニスコートのみ、個人使用料が設定されているが、前橋総合運動公園 G スポーツテニスコートとザ・野菜 粕川総合グランドテニスコートにおいては、1面の占有使用料を他の市営テニスコートの 2 倍に設定していることから、ザ・野菜 粕川総合グランドテニスコートの個人利用を追加し、1面の個人使用料を 240 円/回とする。また、土日祝日や夜間（18 時～21 時）、学校の長期休みの期間においては利用者が多いことから、大人数が並ぶことや混雑を防ぐため、個人利用が可能な日時を 3 月 27 日～4 月 6 日及び 7 月 20 日～8 月 31 日の期間を除く平日の 18 時までとする。

（2）陸上競技場（資料 2・2 ページ、資料 3 陸上競技場）

- ①全天候型である前橋総合運動公園群馬電工陸上競技場及び王山運動場陸上競技場の使用料に差があるが、前橋総合運動公園群馬電工陸上競技場については、第 4 種 L 公認の陸上競技場であり、王山運動場陸上競技場と比較すると陸上競技用備品や設備が整っているため、現状維持とする。
- ②ロード宮城総合運動場陸上競技場及び大胡総合運動公園陸上競技場については、同種同規模の施設であるため、大胡総合運動公園陸上競技場の 1,570 円/3 時間に統一する。

（3）サッカー場（資料 2・3 ページ、資料 3 サッカー場）

- ①それぞれの施設において、規模や設備等が異なっており、不均衡が発生していないため、現状維持とする。
- ②ロード宮城総合運動場陸上競技場については、サッカー利用の使用料が規定されていないため、同種同規模の G スポーツ富士見総合グランドのサッカー利用の使用料 2,080 円/3 時間に統一する。

（4）弓道場（資料 2・4 ページ）

ヤマト市民体育館前橋弓道場と大胡総合運動公園弓道場の使用料に差があるが、規模や設備が異なっているため、現状維持とする。

（5）その他の施設

同種同規模の施設における不均衡が発生していないため、現状維持とす

る。今後、施設整備等を行った場合には、施設の機能に対応した使用料の改正を行うこととする。

3. 器具使用料の統一について

(資料 2、4 ページ)

【現状】

ヤマト市民体育館前橋、前橋総合運動公園群馬電工陸上競技場及びロード宮城総合運動場マレットゴルフ場の3施設のみ器具使用料が制定されている。

【課題】

他の施設において同様の器具を使用する場合には、使用料がかからないため、施設間における不均衡が発生している。

【改正案】

器具使用料を廃止する。

→器具使用料収入分については、施設使用料改定後の想定収入において、まかぬことが可能との試算となっている。

4. 陸上競技場における年間練習使用料について

(資料2・5ページ)

【現状】

- (1) 全天候型である王山運動場陸上競技場及び前橋総合運動公園群馬電工陸上競技場において、年間練習の制度があり、近隣の中学生や高校生が利用している。
- (2) 王山運動場陸上競技場においては、団体で登録することで団体メンバー全員が利用できる団体区分が制定されており、全体の区分が統一されていない。

【課題】

- (1) 団体での利用の場合、団体メンバーの確認が困難である。
- (2) 個人年間練習使用料と団体年間練習使用料が同じ金額であることから不均衡が発生している。
- (3) 学生の区分が統一されていない。

【改正案】

- (1) 年間練習登録者の明確化及び、使用料の均衡を図るため、団体区分を廃止する。
- (2) 区分を「一般」と「高校生以下」に統一する。
- (3) 年間練習使用料については、占有利用時の1コマ分の料金とし、高校生以下は2分の1の金額とする。